

# 重要事項説明書

## 1, 事業所の概要

事業所名	神奈川県みなみ医療生活協同組合 衣笠訪問看護ステーション
所在地	〒238-0032 横須賀市平作7-10-27
事業者指定番号	1461990019号
提供サービス	訪問看護介護予防訪問看護
管理者・連絡先	川上 妙子 TEL 046-852-5212
サービス提供地域	横須賀市、逗子市、葉山町

## 2, 事業所の職員体制

職種	従事する業務	人員
管理者	従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務把握及び管理	1名
サービス担当職員	看護師	3名以上
事務職員	事務	1名以上

## 3, 営業時間

区分	平日	土曜日
営業時間	9:00~17:00	9:00~13:00

(注) 日・祭日及び12月29日~1月3日は休業します。

訪問日が祭日となった場合は御相談させていただき、日時の振り替えを行っています。

常時、利用者やその家族からの電話等による24時間連絡が可能な体制をとっています。

## 4, サービス利用料及び利用者負担

利用料は介護保険の法定利用料に基づく金額です。

市町村より交付される介護保険負担割合証の内容で負担割合が変わります。

サービス時間		利用料	1割利用者負担額	2割利用者負担額	3割利用者負担額
<input type="checkbox"/> 訪問看護20分以上30分未満	1回につき	5,105円	511円	1,021円	1,532円
<input type="checkbox"/> 訪問看護30分以上60分未満	1回につき	8,921円	893円	1,785円	2,677円
<input type="checkbox"/> 訪問看護1時間以上1時間30分未満	1回につき	12,227円	1,223円	2,446円	3,669円
<input type="checkbox"/> 訪問リハ40分未満	1回につき	6,373円	638円	1,275円	1,912円
<input type="checkbox"/> 訪問リハ60分未満	1回につき	8,617円	862円	1,724円	2,586円
<input type="checkbox"/> サービス提供体制強化加算 I	1回につき	64円	7円	13円	20円

なお、必要に応じて別途利用料が発生します。

サービス名称	内容			利用料	1割利用者 負担額	2割利用者 負担額	3割利用者 負担額
<input type="checkbox"/> 口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価をした場合に、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合		1ヶ月	542円	55円	109円	163円
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	病院・診療所・介護老人保健施設に入院中・入所中の方が退院・退所するときに、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が退院時共同指導を行った後に、退院・退所後の最初の指定訪問看護を行った場合		1回	6,504円	651円	1,301円	1,952円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる場合。緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合。		1ヶ月	6,504円	651円	1,301円	1,952円
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる場合。		1ヶ月	6,222円	623円	1,245円	1,867円
<input type="checkbox"/> 初回加算	退院・退所した日に訪問看護を行った場合	加算（Ⅰ）	1ヶ月	3,794円	380円	759円	1,139円
	初回の訪問看護を行った場合	加算（Ⅱ）	1ヶ月	3,260円	326円	651円	976円
<input type="checkbox"/> 特別管理加算	医療処置のある場合	管理加算Ⅰ	1ヶ月	5,420円	542円	1,084円	1,626円
		管理加算Ⅱ		2,710円	271円	542円	813円
<input type="checkbox"/> 早朝・夜間・深夜訪問看護加算	早朝・夜間・深夜に訪問看護を行った場合◆		1回	早朝・夜間 深夜	125%増 150%増		
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合		1回	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算Ⅰ	医療ニーズの高い利用者への訪問看護体制を強化し、基準を満たしている場合		1ヶ月	5,962円	597円	1,193円	1,789円
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算Ⅱ				2,168円	217円	434円	651円
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合				1回につき	- 9円	- 18円	- 27円

※地域加算 横須賀市 4級地 単価に10.84乗じる

◆早朝 6:00~8:00 夜間 18:00~22:00 深夜 22:00~6:00

① 特別管理加算対象者の長時間訪問加算。

1時間30分以上の訪問看護となる場合は1回につき、3,252円  
(利用者1割負担326円/利用者2割負担651円/利用者3割負担額976円)が加算。

② 特別管理加算Ⅰ・Ⅱの算定要件について

特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること。

特別管理加算Ⅱ

在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等であること。

② 複数名訪問看護(介護予防含む)加算Ⅰ

同時に複数の訪問看護が利用者又は、家族の同意を得て訪問看護を行った場合に加算。対象および料金は以下の通りです。

- a. 利用者の身体的理由により、一人の看護師では困難と認められる場合。
- b. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- c. その他、利用者の状況から判断し、①又は②に準ずると認められる場合。

所要時間		利用料	利用者 1割負担額	利用者 2割負担額	利用者 3割負担額
30分未満の場合	1回につき	2,753円	276円	551円	826円
30分以上の場合	1回につき	4,357円	436円	872円	1,308円

④ 自費料金

- a. 介護保険外サービス、または支給限度額を超えて利用された場合は、介護報酬の10割相当の請求となります。
- b. 時間外・祝祭日にタクシーを利用して訪問した場合には実費請求となります。
- c. ご自宅でご逝去し処置を実施した場合には、営業時間内6千円、時間外9千円となります。

<キャンセルについて>

ご都合によりサービスを中止にする場合には、できるだけ利用の前日までにご連絡下さい。なお、キャンセル料は不要です。

5. 支払い方法

次のいずれかの方法によりお支払い頂きますようお願いいたします。

- ① 自動口座引落 (ご指定口座から翌月27日に負担金をお支払願います。)
- ② 現金払い (毎月15日に前月分の負担金をお支払願います。)

6. 当事業所のサービスの方針等

- (1) 当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立って事業をすすめます。利用者アンケート調査を定期的に行い、意見等を把握する取り組みを実施しております。第三者機関による評価の実施は受けておりません。
- (2) 当事業所が行う訪問看護の実施にあつては、地域の病院、診療所や行政、医師会をはじめとする保健・福祉関係機関と連携をもち、親切であたたかい訪問看護を提供します

## 7, 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所 電話番号 046-852-5212  
相談員(責任者) 川上 妙子  
対応時間 (平日) 9:00~17:00  
(土曜日) 9:00~13:00

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

### 【介護保険相談窓口リスト】

横須賀市介護保険窓口 民生局福祉子ども部介護保険給付係	月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL 046-822-8253 直通
逗子市介護保険窓口 福祉部介護保険課介護保険係	月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL 046-873-1111 内線268
葉山町介護保険相談窓口 福祉部福祉課	月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL 046-876-1111 内線232
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係	月曜日～金曜日 8:30～17:00 TEL 045 (329) 3447

## 8, 衛生管理等

- (1) 当事業所は看護師等の清潔の保持および健康状態の管理を行い、また、設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備します。
- (4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

## 9, 緊急時および事故発生時の対応

緊急時および事故発生時、看護師はご利用者様の生命維持・安全確保を最優先に対応し、ご家族・主治医・市町村等関係各所へ速やかに連絡報告します。事故発生時の状況は記録に残し看護師の過失が認められる場合には損害賠償をします。

また、日常的に事故防止の研修に励むとともに、事故発生後は事故の原因分析を実施し事故防止策を講じます。

主治医	主治医名	
	医療機関名	
	所在地及び連絡先	
ご家族	緊急連絡先（氏名・続柄）	
	住所	
	電話番号	
ご家族	緊急連絡先（氏名・続柄）	
	住所	
	電話番号	

## 10, 大規模な災害時や積雪時の対応

大規模な災害等にて、訪問看護ステーション及び道路交通等に支障をきたした場合、計画的なサービス・緊急対応が出来ない場合があります。ご了承ください。

## 11, 防止、対策、研修への取り組み

（虐待防止のための措置）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- （２）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （３）虐待防止のための指針の整備
- （４）事業所は、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（身体拘束の禁止）

- （１）事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又はほかの利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- （２）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(ハラスメントへの対応)

事業所は、適切な看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

(業務継続計画の策定等)

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更等を行うものとします。

## 12. 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

- (1) 代表者名 藁谷 収
- (2) 生協本部所在地 横須賀市衣笠栄町2-19
- (3) 業務の概要 医療事業、保健予防事業、介護福祉事業、
- (4) 事業所紹介 ①衣笠診療所 ②逗子診療所③三浦診療所  
④衣笠訪問看護ステーション ⑤みうら訪問看護ステーション  
⑥医療生協在宅福祉センター  
⑦みうらヘルパーステーション ⑧デイサービスみうら  
⑨デイサービス「元気」 ⑩ショートステイ安護楽

西暦 年 月 日

上記の通り重要事項説明書を交付し説明しました。

(事業者) 所在地 横須賀市平作7-10-27  
神奈川みなみ医療生活協同組合  
事業者名 衣笠訪問看護ステーション

説明者 \_\_\_\_\_ 印

上記の通り重要事項説明書を交付され説明を受け同意しました。

(利用者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(代理人又は立会人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印